

## 別紙1 大津湖岸なぎさ公園活用ステージイベント企画運営等業務委託仕様書

本仕様書は、大津公共空間活用協議会（以下、「協議会」という。）が主催する大津湖岸なぎさ公園活用ステージイベント企画運営等業務委託に関して必要な事項を定めるとともに、受託者が実施しなければならない事項を定めるものである。

### 1. 委託業務名

大津湖岸なぎさ公園活用ステージイベント企画運営等業務委託

### 2. 業務の目的

大津公共空間活用協議会は、地域住民、経済団体、事業者、行政などが役割を分担しつつ、規制の厳しい公共空間を活用して、関係者の協力のもとで実施することにより、まちなぎわいや人の交流を創出し、中心市街地の魅力を発信していく事業を実施している。

このイベントは、琵琶湖湖岸という絶好のロケーションを背景になぎさ公園おまつり広場において、大津市民をはじめ、近隣の市や他府県からも集客し、大津の魅力が伝わるような内容かつ今後の観光客誘致にもつながるものとする。

### 3. 業務の期間

契約締結の日から平成30年9月10日まで

### 4. 業務の実施上の注意

- (1) 本業務は、本仕様書のほか、法令等に準拠するものとする。
- (2) 受託者は、この業務の主旨を熟知し、協議会と密に打合せを行い、詳細な点については特に緊密な連絡を保った上で作業を行うものとする。
- (3) 業務に関する打ち合わせは、適宜実施するものとする。
- (4) 受託者は、常に身分証明書を携帯し、関係人の請求があった場合には、これを提示しなければならない。
- (5) 受託者は、本契約上、知り得た行政及び個人の情報に関わる秘密を、協議会の許可なく他に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、業務に従事するものに対して、常に検温等健康状態の確認を実施し、38度以上の発熱、せき及び全身倦怠感等のインフルエンザ様の症状があるものを従事させてはならない。
- (7) 受託者は、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護の関連法令等を守らなければならない。
- (8) 関係団体との調整等を行う場合は、受託者の責任において行うものとする。

### 5. 委託内容

#### (1) 実施場所及び実施期間等

実施場所：大津湖岸なぎさ公園おまつり広場（大津市中央4丁目）

※仮設野外ステージ（サイズ：W9000mm×D5400mm×H900mm）  
を必ず利用すること。

実施日：平成30年9月8日（土）午前11時から午後2時まで

なお、実施時間については、イベント内容に応じ、提案すること。

(2) 業務内容

- ① イベントの企画、運營業務及びスケジュールの作成
- ② 広報・PRの企画・デザイン・作成及び計画・実施等に関する業務
- ③ その他イベント等に係る付属品物の企画・制作に関する業務

(3) 具体的な業務・提案内容

- ① イベントのネーミング
- ② 広報計画及び実施
- ③ 開催時間の設定
- ④ 目玉となるようなステージイベントの企画運営
- ⑤ 強風等の天候対応

6. 作業計画及び工程管理並びに業務責任者等

受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書を提出し、協議会の承認を受けなければならない。また、業務計画書には、次の事項を記載することとし、記載内容に追加または変更が生じた場合は、速やかに協議会の承認を受けなければならない。なお、協議会は、受託者が配置した統括責任者及び担当者等が業務遂行上著しく不相当と認めるときは、その理由を明示して受託者に変更を求めることができる。

(1) 業務内容

(2) 業務の統括責任者

7. 成果物

- (1) 受託者は、イベント完了後、協議会と協議し全体の振返りを行った後、速やかにその内容を記載した実施報告書、記録写真及びデータ等を提出すること。提出部数は1部とし、写真及びデータはCDで1部提出すること。
- (2) 成果物及び作業中における個人情報印刷物や書類等に関する一切の権利は、協議会に帰属するものとする。また、受託者は、これらの成果物等の第三者への提供や内容の転載については、協議会の承認を得ないで公表し、貸与してはならない。
- (3) 受託者は、成果物に受託者の過失又は遺漏等に起因する不良箇所が発見された場合、協議会が必要と認める訂正、補足その他適切な処置を速やかに行うものとする。

8. 損害の賠償

本業務の違反又は受託者の故意又は過失により、協議会又は第三者が損害を被った場合、受託者はその賠償の責任を負うものとする。

9. その他

本業務を遂行するにあたって、本仕様書に定めのない事項については、協議会と受託者で協議の上、決定するものとする。